

——[家政婦・家政夫]——

労災保険 特別加入ガイド



- もくじ -

- P2. 特別加入の概要 特別加入団体とは
- P3. 特別加入団体となるための手順
特別加入団体になった後の特別加入申請
- P4. 「特別加入申請書」の記載例
- P5. 「特別加入に関する変更届」の記載例
- P6. 特別加入者の保険料について
- P7. 労働保険の年度更新について
特別加入団体のQ&A
- P8. (参考)「特別加入者」に対する労災補償
労災保険相談ダイヤル

特別加入の概要

労災保険は、本来、労働者の業務または通勤による災害に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外でも、その業務の実情、災害の発生状況等からみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の人には特別に任意加入を認めています。これが、特別加入制度です。

入浴・排せつ・食事の介護作業や炊事・洗濯・掃除といった家事支援等に従事する介護作業従事者・家事支援従事者は、労災保険の特別加入の対象となっています。

介護作業従事者・家事支援従事者の特別加入については、特別加入団体を事業主、介護作業従事者・家事支援従事者を労働者とみなして労災保険の適用を行います。

本ガイドブックは、新たに特別加入団体として特別加入の手続きを行うための手順と、特別加入者に対する補償内容等を詳しく解説しています。

制度の詳細については労災保険相談ダイヤル、または、お近くの都道府県労働局、労働基準監督署へ、加入手続きについては家政婦(夫)紹介所等へお問い合わせください。

「労災保険の特別加入」の詳細はこちら(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/kanyu_r3.4.1_00009.html

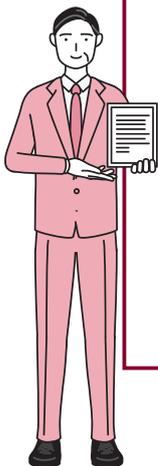


特別加入団体とは

特別加入団体の申請をしようとする団体は、あらかじめ、介護作業従事者・家事支援従事者の業務災害防止に関し、当該団体が講ずべき措置及びこれらの者が守るべき事項を定めなければなりません。

特別加入団体は、保険料の納付等、事業主に課せられている労働保険事務を処理することになるため、当該団体が下記の要件をすべて満たしている場合に、政府は特別加入の承認を行います。

- ① 介護作業従事者・家事支援従事者の相当数を構成員とする単一団体であること。
- ② その団体が法人であるかどうかは問わないが、構成員の範囲、構成員である地位の得喪の手続き等が明確であること。その他団体組織、運営方法等が整備されていること。
- ③ その団体の定款等に規定された事業内容からみて労働保険事務の処理が可能であること。
- ④ その団体の事務体制、財務内容等からみて労働保険事務を確実に処理する能力があると認められること。
- ⑤ その団体の地区が、団体の主たる事務所の所在地を中心にして一定の区域に相当する区域を超えないものであること。



特別加入団体となるための手順

特別加入団体になる要件を満たしている団体は、特別加入を希望する介護作業従事者・家事支援従事者に係る特別加入申請書(以下「申請書」といいます。)を労働基準監督署長を経由して、都道府県労働局長に提出することになります。

申請書には、「定款、規約等その団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類」と「業務災害の防止に関して介護作業従事者・家事支援従事者の団体が講ずべき措置及び介護作業従事者・家事支援従事者が守るべき事項を定めた書類」を添付しなければなりません。

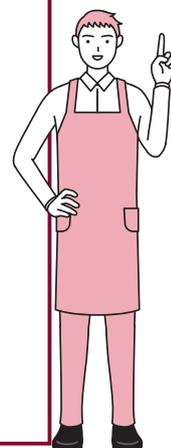
特別加入の申請に対する都道府県労働局長の承認を受けることにより、当該団体は特別加入団体となります。

[加入の手続き]

- 提出するもの：特別加入申請書(一人親方等)
 - 提出先：所轄の労働基準監督署長を経由して所轄の都道府県労働局長
- 申請書には、特別加入を希望する人の業務の具体的な内容、業務歴および希望する給付基礎日額等を記入する必要があります。



※申請書の記載例をP4に掲載しています。



特別加入団体になった後の特別加入申請

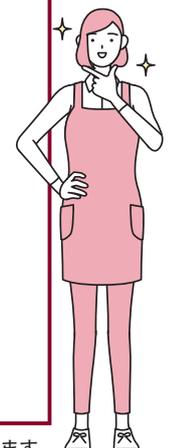
特別加入団体は、以下の場合には特別加入に関する変更届(以下「変更届」といいます。)を提出することになっています。

[変更の手続き]

- 特別加入を承認されている人の氏名、作業内容等に変更があった場合
- 新たに介護作業従事者・家事支援従事者として特別加入を希望する人がいる場合
- すでに特別加入を承認されている人の一部が特別加入者としての要件にあてはまらなくなった場合



※変更届の記載例をP5に掲載しています。



「特別加入申請書」の記載例

介護作業従事者・家事支援従事者として特別加入を予定している方は、「法第33条第3号に掲げる者との関係」欄の記載は不要です。

「従事する特定業務」欄は、特別加入者として従事する業務が欄内の1から7までに掲げる特定業務のいずれかに該当する場合には、その該当する特定業務の番号を○で囲み、いずれにも該当しない場合には、9を○で囲んでください。

■ 様式第34号の10（表面）

労働者災害補償保険 特別加入申請書（一人親方等）

振替種別 36221		◎裏面の注意事項を読んでから記載してください。 ※印の欄は記載しないでください。（職員が記載します。）	
① 申請に係る事業の労働保険番号 府 県 所 掌 管 轄 基 幹 番 号 枝 番 号 05101010000000		※受付年月日 9 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 <input type="text"/> 1～9月は右へ 1～9月は右へ 1～9日は右へ	
② 特別加入団体	名称（フリガナ） コウロウカセイショウカイジョ 名称（漢字） 厚労家政婦紹介所		
	代表者の氏名 紹介所長 厚労 太郎 事業又は作業の種類 介護作業及び家事支援業務		
③ 特別加入予定者 加入予定者数 計 4 名		*この用紙に記載しきれない場合には、別紙に記載すること。	
特別加入予定者		業務又は作業の内容	
フリガナ コウセイ ハナコ 氏名 厚生 花子 法第33条第3号に掲げる者との関係 1 本人 5 家族従事者 ()		業務又は作業の具体的内容 入浴、排せつ介護及び炊事、洗濯、掃除 除染作業 1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 9 該当なし	
生年月日 昭和41年 4月 3日		従事する特定業務 最初に従事した年月 年 月 月 従事した期間の合計 年間 ヶ月 希望する給付基礎日額 3,500 円	
フリガナ ロウドウ イチロウ 氏名 労働 一郎 法第33条第3号に掲げる者との関係 1 本人 5 家族従事者 ()		業務又は作業の具体的内容 同上 除染作業 1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 9 該当なし	
生年月日 昭和39年 5月 5日		従事する特定業務 最初に従事した年月 年 月 月 従事した期間の合計 年間 ヶ月 希望する給付基礎日額 10,000 円	
フリガナ コウロウ ミツコ 氏名 厚労 三ツ子 法第33条第3号に掲げる者との関係 1 本人 5 家族従事者 ()		業務又は作業の具体的内容 同上 除染作業 1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 9 該当なし	
生年月日 昭和31年 6月 5日		従事する特定業務 最初に従事した年月 年 月 月 従事した期間の合計 年間 ヶ月 希望する給付基礎日額 25,000 円	
フリガナ カシミガセキ サトル 氏名 霞ヶ関 哲 法第33条第3号に掲げる者との関係 1 本人 5 家族従事者 ()		業務又は作業の具体的内容 同上 除染作業 1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 9 該当なし	
生年月日 昭和59年 7月 7日		従事する特定業務 最初に従事した年月 年 月 月 従事した期間の合計 年間 ヶ月 希望する給付基礎日額 3500 円	
フリガナ		法第33条第3号に	
④ 添付する書類の名称		団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類 厚労紹介所規約 業務災害の防止に関する措置の内容を記載した書類 厚労紹介所災害防止規程	
⑤ 特別加入を希望する日（申請日の翌日から起算して30日以内）		令和〇年 5月 1日	
上記のとおり特別加入の申請をします。			
令和〇年 4月 3日		名 称 厚労家政婦紹介所 〒 010 - 0000 電話 (018) 862 - ×××× 団体の主たる事務所の所在地 秋田県秋田市〇〇町△-△-△ 代表者の氏名 紹介所長 厚労 太郎	
秋田 労働局長 殿		代表者の氏名	

「特別加入予定者」欄は、介護作業従事者・家事支援従事者として特別加入を予定している方を全員記載してください。

「業務又は作業の具体的内容」欄は、災害が発生したとき、労災保険給付の対象となるかを判断する上で重要な項目ですので、特別加入者として行う業務の具体的内容を明確に記載してください。

※この様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousaihoken06/dl/tokubetsukanyuu20131129-05.pdf>



特別加入者の保険料について

特別加入団体は、特別加入者に係る保険料の納付義務を負っていますが、第二種特別加入保険料相当額をご家庭から紹介手数料に上乗せして徴収したり、介護作業従事者・家事支援従事者から徴収することができます。

特別加入者の保険料算出の基礎となるものを給付基礎日額といいます。(業務上の災害等により労災給付を受けることとなった場合には、給付額算出の基礎となります。)

特別加入を行う方の所得水準に見合った適正な額を申請していただき、都道府県労働局長が承認した額が給付基礎日額となります。この給付基礎日額に365を乗じたものが保険料算定基礎額の総額となり、その総額に第二種特別加入保険料率(5/1000)を乗じたものが、1年間の保険料となります。

なお、年度途中において、新たに特別加入者となった場合や特別加入者でなくなった場合には、当該年度内の特別加入月数(1ヵ月未満の端数があるときは、これを1ヵ月とします)に応じた保険料算定基礎額により保険料を算定することとなります。

(令和6年2月現在)

給付基礎日額 A	保険料算定基礎額 B=A×365日	年間保険料 年間保険料=保険料算定基礎額×保険料率
		介護作業従事者および家事支援従事者の場合 保険料率 5/1000
25,000円	9,125,000円	45,625円
24,000円	8,760,000円	43,800円
22,000円	8,030,000円	40,150円
20,000円	7,300,000円	36,500円
18,000円	6,570,000円	32,850円
16,000円	5,840,000円	29,200円
14,000円	5,110,000円	25,550円
12,000円	4,380,000円	21,900円
10,000円	3,650,000円	18,250円
9,000円	3,285,000円	16,425円
8,000円	2,920,000円	14,600円
7,000円	2,555,000円	12,775円
6,000円	2,190,000円	10,950円
5,000円	1,825,000円	9,125円
4,000円	1,460,000円	7,300円
3,500円	1,277,500円	6,385円

*特別加入者全員の保険料算定基礎額を合計した額に千円未満の端数が生じるときは端数切り捨てとなります。

労働保険の年度更新について

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を保険年度として、その年度分を概算で申告・納付し、翌年度の申告の際に確定申告の上、精算することとしており、事業主(特別加入団体)には、前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を併せて申告・納付していただくこととなります。

これを「年度更新」といい、法定の申告期間内(6月1日から7月10日まで)に、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署または金融機関で手続きを行っていただくこととなります。

なお、労働保険事務組合に事務を委託している場合は、労働保険事務組合を通じて手続きを行うこととなりますので、事務を委託している事務組合にご確認ください。

※ 労働保険事務組合とは、事業主(特別加入団体)の委託を受けて、事業主(特別加入団体)が行うべき労働保険の事務を処理することについて、厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主等の団体です。

[年度更新手続きに係る関係書類]

- 労働保険概算・確定保険料申告書(様式第6号(甲))
- 特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳(別紙様式第1号)
- 給付基礎日額変更申請書(特様式第2号)



- ※ 給付基礎日額の変更を希望する場合は、年度更新時(6月1日から7月10日)に手続きを行うことができます。また、事前(3月2日から3月31日まで)に手続きを行うことにより、新年度から適用される給付基礎日額を変更することもできます。

※提出書類の詳細については、所轄の都道府県労働局へご照会ください。

特別加入団体の Q&A

Q



特別加入手続き、保険給付手続きの事務を行う行政機関はどこになりますか。

特別加入団体の承認、特別加入者の加入・脱退に係る承認、給付基礎日額の決定等、特別加入者に係る事務は、特別加入団体の主たる事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して提出された申請書等に基づき、都道府県労働局において審査し、所轄都道府県労働局長が決定します。介護作業従事者・家事支援従事者に係る労災保険給付は、特別加入団体の主たる事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長が行います。

A



Q



特別加入団体として、どのような場合に変更届を提出するのでしょうか。

次の事実が発生したときは、特別加入団体は遅滞なく「特別加入に関する変更届」に必要な事項を記載して提出しなければなりません。

- ① 既に特別加入している者について次の事由が生じたとき
 - i 氏名の変更があったとき
 - ii 従事する作業内容の変更があったとき
 - iii 当該作業に従事しなくなったとき
 - iv 特別加入団体の構成員でなくなったとき
- ② 新たに特別加入させるとき

A



Q



年度更新手続きについては、事前に書類等が送られてくるのでしょうか。

年度更新の時期になると、事前に「労働保険概算・確定保険料申告書」が特別加入団体あてに送付されます。提出書類の詳細等、詳しくは、所轄の都道府県労働局へお問い合わせください。

A



